明星工業株式會社

証券コード 1976

第78回

定時株主総会
招集ご通知

Energy & Ecology

日 時

2020年
6月25日（木曜日）午前10時

場 所

北浜フォーラム｜大阪市中央区北浜一丁目８番16号
（大阪証券取引所ビル ３階）会議室 A･B･C
末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

第１号議案 剰余金の処分の件

第２号議案 定款一部変更の件

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第４号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

お土産配布の取りやめについて

株主総会にご出席の株主の皆様にお配りしておりましたお土産につきましては、本年はご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

株主各位

証券コード：1976
2020年６月４日

大阪市西区京町堀一丁目８番５号
明星工業株式會社
取締役社長　大谷　壽輝

第78回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、議決権は書面またはインターネットによって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使方法についてのご案内は、２頁から３頁をご覧ください。

敬　具

記

1	日　時		2020年６月25日（木曜日）午前10時
2	場　所		大阪市中央区北浜一丁目８番16号 **北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル ３階）会議室A･B･C** 末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。
3	目的事項	報告事項	1．第78期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第78期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
		決議事項	**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　定款一部変更の件 **第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件 **第４号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.meisei-kogyo.co.jp）に掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

書面の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時までに到着

インターネット

●議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記、議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時までに入力

詳細は次頁をご覧ください ▶

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。インターネットにより複数回数、またはパソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

1 インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031
(受付時間 9：00～21：00)

2 左記 **1** 以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
0120-782-031
(受付時間 土日休日を除く 9：00～17：00)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

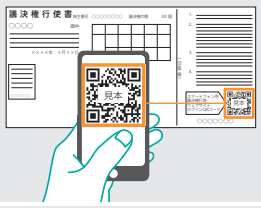

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

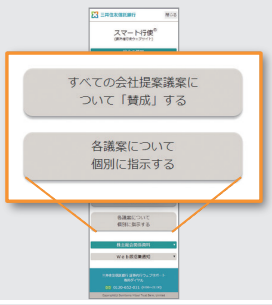

「スマート行使」での議決権行使は１回に限ります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

次へすすむ をクリック

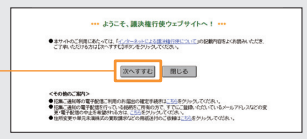

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード を入力

ログイン をクリック

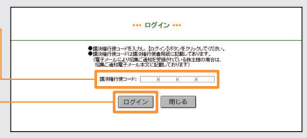

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

パスワード を入力

登録 をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、業績や財政状況等を勘案し、配当政策に基づき総合的に判断いたしております。また、内部留保につきましては、財務体質の健全性を保ちながら、新たな成長戦略への投資や事業環境の変化に対応するために活用し、安定した経営基盤を確保することで、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

第78期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金20円　　総額　1,028,363,240円
　　なお、中間配当金として１株につき10円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は１株につき30円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　2,500,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　2,500,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

株主総会および取締役会の運営に関し、経営体制に応じた柔軟な対応を可能とするため、招集権者および議長に関する規定について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第14条 （条文省略） （招集権者および議長） 第15条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第16条～第22条 （条文省略） （取締役会） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第23条 第３項～第31条 （条文省略）	第１条～第14条 （現行どおり） （招集権者および議長） 第15条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。 ２　代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第16条～第22条 （現行どおり） （取締役会） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。 ２　代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第23条 第３項～第31条 （現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）大谷壽輝、朝倉滋、印田博、林秀行、熨斗義政、篠原基嗣および藤野景三の７名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち熨斗義政は任期満了と同時に退任いたしますので、６名の改選と新たに１名、計７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	大谷（おおたに）　壽輝（としてる）	再任	代表取締役社長	15回／15回
2	朝倉（あさくら）　滋（しげる）	再任	常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当	15回／15回
3	印田（いんだ）　博（ひろし）	再任	取締役 常務執行役員 財務部、総務部、人事部および関連会社 担当	14回／15回
4	林（はやし）　秀行（ひでゆき）	再任	取締役 執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当	15回／15回
5	篠原（しのはら）　基嗣（もとし）	再任	取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長	15回／15回
6	藤野（ふじの）　景三（けいぞう）	再任	取締役 執行役員 営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼 タングー プロジェクト ダイレクター	11回／11回
7	柳瀬（やなせ）　徹次（てつじ）	新任	執行役員 営業統括部営業事業部海外営業推進部長	0回／0回

候補者番号
1

再　任
新　任
社　外
独立役員

大谷（おおたに）　壽輝（としてる）（1945年1月1日生）

所有する当社株式の数　232,227 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年 3 月　当社入社
1991年 6 月　当社取締役 事業統括部長 兼 環境保全部長
1991年 9 月　当社取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役
1995年 4 月　当社取締役 東京支社長 兼 東京営業部長
1997年 4 月　当社取締役 東京事業部長
1999年12月　当社取締役 営業本部長 兼 営業統括部長
2000年 4 月　当社常務取締役 総務部および財務部管掌 兼 品質管理部および監査室 担当
2001年 6 月　当社代表取締役社長（現任）

［重要な兼職の状況］ —

候補者番号
2

再　任
新　任
社　外
独立役員

朝倉（あさくら）　滋（しげる）（1948年3月7日生）

所有する当社株式の数　58,700 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 3 月　当社入社
2001年 6 月　当社取締役 営業統括部長 兼 品質管理部 担当
2007年 4 月　当社取締役 営業統括部長 兼 調達部 担当 およびタングー プロジェクト ダイレクター
2009年 6 月　当社取締役 常務執行役員 営業統括部長 兼 環境事業統括部 担当
2011年 6 月　当社取締役 常務執行役員 工事統括部長、調達部長 兼 浜松工場、調達部 担当および
　　ＰＮＧ プロジェクト ダイレクター、ナイジェリア プロジェクト ダイレクター
2013年 6 月　当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当および
　　ＰＮＧ プロジェクト ダイレクター、ナイジェリア プロジェクト ダイレクター
2015年 4 月　当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当（現任）

［重要な兼職の状況］ 日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号
3

再　任
新　任
社　外
独立役員

印田（いんだ）　博（ひろし）（1950年12月21日生）

所有する当社株式の数　60,097 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 6 月	当社入社
2003年 4 月	当社財務部長
2005年 6 月	当社取締役 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当
2009年 6 月	当社取締役 執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当
2014年 6 月	当社取締役 常務執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当
2017年 4 月	当社取締役 常務執行役員 財務部、総務部および関連会社 担当
2018年 4 月	当社取締役 常務執行役員 財務部、総務部、人事部および関連会社 担当（現任）

［重要な兼職の状況］
PT. MEISEI INDONESIA 代表取締役
MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役
明星建工株式会社 取締役
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役

候補者番号
4

再　任
新　任
社　外
独立役員

林（はやし）　秀行（ひでゆき）（1955年3月6日生）

所有する当社株式の数　12,400 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 9 月	当社入社
2006年 4 月	当社大阪技術部長
2013年 6 月	当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当
2017年 4 月	当社取締役 執行役員 技術統括部長、東京技術部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当
2017年 6 月	当社取締役 執行役員 技術統括部長、東京技術部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
2018年 4 月	当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当（現任）

［重要な兼職の状況］ —

候補者番号
5

再　任
新　任
社　外
独立役員

篠原（しのはら）　基嗣（もとし）（1963年7月24日生）

所有する当社株式の数　10,600 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 3 月　当社入社
2007年 7 月　当社支店統括中国・四国支店長
2008年 8 月　当社支店統括開発営業部次長 兼 調達部次長
2011年 4 月　当社環境事業統括部担当部長 兼 環境部長
2013年 6 月　当社執行役員 環境事業統括部長 兼 環境部長
2017年 6 月　当社取締役 執行役員 支店統括副統括
2019年 6 月　当社取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長（現任）

［重要な兼職の状況］日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号
6

再　任
新　任
社　外
独立役員

藤野（ふじの）　景三（けいぞう）（1960年3月11日生）

所有する当社株式の数　9,400 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 3 月　当社入社
2008年 4 月　当社営業統括部東京営業２部長 兼 タングー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー
2008年 5 月　当社営業統括部東京営業２部長 兼 タングー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー、
ナイジェリア プロジェクト サブマネージャー
2017年 6 月　当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼
イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ダイレクター
2018年 6 月　当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼
イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ダイレクター、
タングー プロジェクト アシスタント プロジェクト ダイレクター
2019年 6 月　当社取締役 執行役員 営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼
タングー プロジェクト ダイレクター（現任）

［重要な兼職の状況］MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役
MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役

候補者番号

7

再　任

新　任

社　外

独立役員

柳瀬（やなせ）　徹次（てつじ）（1961年１月24日生）

所有する当社株式の数　1,000　株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年３月	当社入社
2008年４月	当社営業統括部東京営業１部長
2012年４月	当社工事統括部工事部担当部長
2018年６月	当社執行役員 営業統括部海外営業推進部長 兼 イクシス プロジェクト プロジェクトマネージャー
2019年４月	当社執行役員 営業統括部営業事業部海外営業推進部長（現任）

［重要な兼職の状況］ —

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2019年６月27日開催の第77回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された宇都宮一志氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である社外取締役候補者宇都宮一志氏は、監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

社　外
独立役員

宇都宮　一志（うつのみや　ひとし）（1971年12月８日生）　所有する当社株式の数　０　株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年４月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
2004年10月	弁護士登録
	清和法律事務所 入所
2011年１月	清和法律事務所パートナー弁護士（現任）
2019年２月	象印マホービン株式会社 社外監査役
2020年２月	象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

［重要な兼職の状況］象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．宇都宮一志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者とした理由ならびに監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
補欠の監査等委員である社外取締役候補者の宇都宮一志氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な知見を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性および妥当性の見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
４．宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以　上

添付書類 **事業報告**（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1 ｜ 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化など世界経済に先行き不透明感が続いておりましたが、消費税率の引き上げによる個人消費の落ち込みはありましたものの、安定した企業業績を背景に雇用・所得環境の改善や内需が設備投資も含めて底堅さを維持いたしました。また、海外では中国経済の減速や英国のＥＵ離脱問題、不安定な中東情勢の今後などが懸念されるなか、年明けに発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が実体経済へ波及し、原油価格が急落するなど世界経済減速の新たな脅威となりました。国内では個人消費が急激に冷え込み、サプライチェーンの混乱やさらなる先行き不透明感から投資マインドも押し下げられ、景況感が急速に悪化するという極めて深刻な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻くエネルギー関連市場につきましては、石油精製における精製設備および石油化学におけるエチレン生産設備がともに高稼働率を維持するなか、設備の最適化を目的とした改造・改修工事が進捗するとともに、再生可能エネルギー発電分野の継続的な投資もありましたが、慢性的な人手不足や熾烈な受注競争が継続するなど、厳しい事業環境となりました。

このような状況のなかで当社グループは、中期経営計画（2018年度～2020年度）の目標達成に向けて、営業・技術・施工体制など事業基盤の強化に努めながら、業界シェアの拡大と収益力向上に向けてグループ全体で取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は、474億９千９百万円（対前期比15.4％減）、売上高は530億７千３百万円（同0.5％増）となりました。利益面につきましては、営業利益は64億４千２百万円（同11.5％減）、経常利益は69億９千６百万円（同7.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は47億９百万円（同7.1％減）となりましたが、中期経営計画２年目の目標数値は達成することができました。

なお、当社は経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、取締役会の決議により当事業年度におきまして999,200株の自己株式を取得いたしました。また、当事業年度末の株式配当金につきましては、経営の最重要課題である利益配分の基本方針に基づき、業績および財政状況を総合的に勘案し、１株当たり20円（中間配当金とあわせ年間30円）としてご提案させていただきました。

受注高

474億 9千 9百万円

対前期比 15.4 %減

売上高

530億 7千 3百万円

対前期比 0.5 %増

営業利益

64億 4千 2百万円

対前期比 11.5 %減

経常利益

69億 9千 6百万円

対前期比 7.1 %減

親会社株主に帰属する当期純利益

47億 9百万円

対前期比 7.1 %減

事業報告

事業の種類別の概況は次のとおりであります。

建設工事事業

建設工事事業における当社グループの主たる事業である断熱工事に関しましては、国内では設備投資が緩やかな増加基調となり、電力・ガス関連ではエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオマス発電所等の建設案件などが進捗し、石油精製・石油化学関連におきましては、引き続き既存設備の維持・更新投資が底堅く推移いたしました。また、海外におけるインドネシア国の大口工事が業績に寄与いたしました結果、断熱工事全体につきましては、前年同期に比べ受注高は減少いたしましたが、売上高は増加いたしました。

環境関連工事に関しましては、官公庁・民間企業が環境負荷低減への取り組みを継続的に推し進めるなか、ごみ処理施設工事およびコンクリートの耐震補強・補修工事などが安定的に推移し、環境関連工事全体といたしましては、前年同期に比べ受注高は増加いたしましたが売上高は減少いたしました。

クリーンルーム工事に関しましては、受注価格の下落が続く厳しい事業環境となり、引き続きバイオ系・工業系クリーンルームのほか、建築付帯・内装工事など、幅広い領域の事業展開に努めてまいりましたが、前年同期に比べ受注高・売上高ともに減少いたしました。

また、冷凍冷蔵低温設備工事に関しましては、国内の堅調な設備投資を背景に新築案件ならびに設備の改造案件に恵まれ、前年同期に比べ受注高はほぼ横ばいでしたが売上高は増加いたしました。

その結果、当連結会計年度における建設工事事業の受注高は435億２千８百万円（対前期比11.9%減）、売上高は454億７千５百万円（同1.9%減）の計上となりました。

受注高

43,528百万円　対前期比 11.9%減

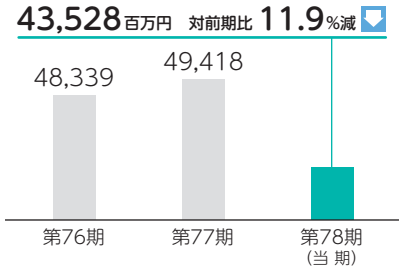

売上高

45,475百万円　対前期比 1.9%減

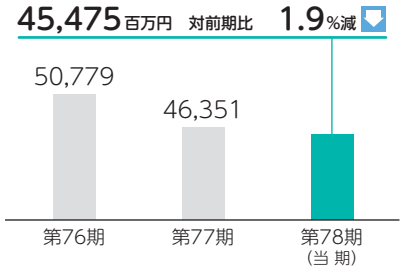

受注残高

13,348百万円　対前期比 12.7%減

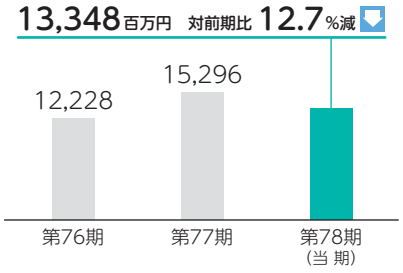

ボイラ事業

ボイラ事業の当連結会計年度における受注高および売上高の状況につきましては、民間事業者向けの既存設備更新需要と根強いメンテナンス投資が継続するなか、海外でマレーシア国向けの大型案件はありましたものの、受注面で国内のバイオマス焚ボイラをはじめとする新缶製造が伸び悩む一方、売上面では前期に受注した案件が順調に引き渡しを終えました。その結果、受注高は39億７千１百万円（対前期比41.1％減）、売上高につきましては、75億９千７百万円（同17.6％増）の計上となりました。

受注高

3,971百万円　対前期比41.1％減

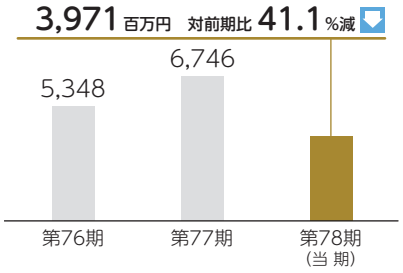

売上高

7,597百万円　対前期比17.6％増

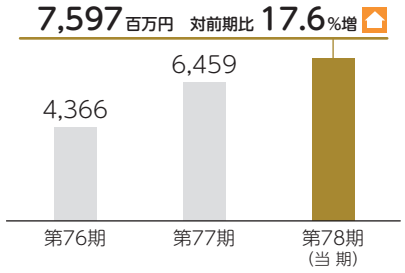

受注残高

3,435百万円　対前期比51.4％減

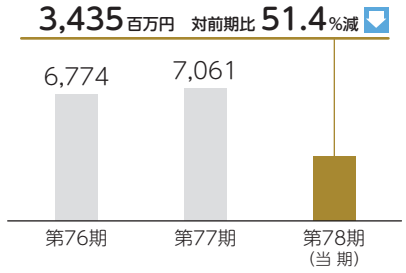

（注）当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

2 ｜ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、５億７百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

〈建設工事事業〉

老朽化した国内事業所の新築等

3 ｜ 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

4 ｜ 財産および損益の状況の推移

区　分	第 75 期 2017年３月期	第 76 期 2018年３月期	第 77 期 2019年３月期	第78期（当期） 2020年３月期
受注高（百万円）	49,348	53,687	56,165	**47,499**
売上高（百万円）	51,715	55,146	52,810	**53,073**
経常利益（百万円）	5,706	6,487	7,532	**6,996**
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,919	4,357	5,068	**4,709**
１株当たり当期純利益（円）	75.45	84.04	97.41	**91.00**
総資産（百万円）	58,221	62,817	66,533	**66,324**
純資産（百万円）	41,473	45,385	48,716	**50,783**
１株当たり純資産額（円）	795.28	868.82	927.08	**983.89**

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。
なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

受　注　高

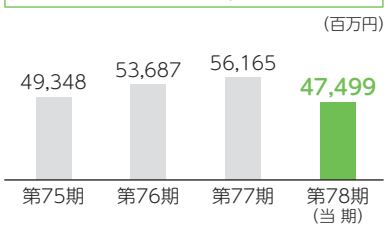

売　上　高

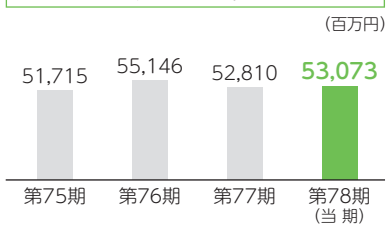

経　常　利　益

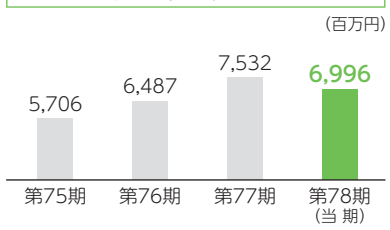

親会社株主に帰属する当期純利益

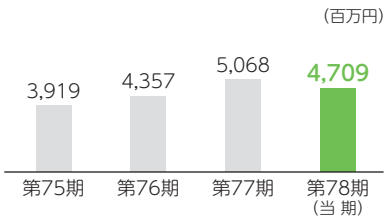

1株当たり当期純利益

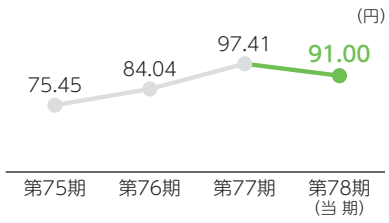

総資産／純資産

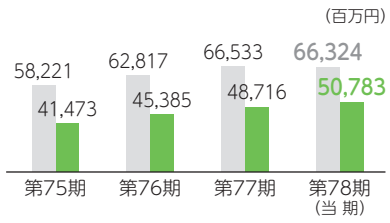

5 ｜ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で経済活動の収縮が世界中に広がり、需要が落ち込み低成長・低金利が長期的に続く懸念があり、需要の縮小によりわが国の輸出・生産の低迷を長引かせる可能性が高まることで、企業業績へのダメージは避けられない状況になるものと思われます。また、米中間の通商問題や中国経済の先行き、地政学的なリスクに伴う金融資本市場の動向につきましても、依然として先行き不透明感の継続が予想されます。

当社グループを取り巻く主要関連市場におきましては、国内生産設備の合理化および省力化に向けた設備投資や定期修理工事の堅調が見込まれますが、建設業界全体の人手不足問題が引き続きコスト面に影響を及ぼすものと思われます。一方、海外におきましては、当初は産油・産ガス国において大型ＬＮＧや製油所新設案件を中心とした設備投資の進展に期待が寄せられておりましたが、エネルギー価格の急落が今後の不安材料となっております。

このような情勢に対処するため、当社グループは、2018年度を始期とする中期経営計画（2018年度～2020年度）最終年度の目標達成に向けて、「新たな価値の創造」のスローガンのもと、「改革、スピード＆チャレンジ」の行動指針をグループ全体で共有し、事業環境の変化に対応しながら安定した収益の確保を目指し、さらなる企業力の強化に取り組んでまいります。

また、適正なコーポレート・ガバナンス体制を構築するためにコンプライアンスの浸透ならびにリスク・マネジメントを徹底し、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう、未来に向けた経営諸施策を着実に遂行し、持続的な企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申しあげます。

6 ｜ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 百万円	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール）	1,500 千S$	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

（S$：シンガポール・ドル）

③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7 ｜ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業別区分	種類	事業内容
建設工事事業	熱絶縁工事	保温、保冷（超低温）、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工事用材料の製造	熱絶縁工事用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

8 ｜ 主要な営業所および工場（2020年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本社	大阪市西区京町堀一丁目８番５号
東京本部	東京都中央区湊一丁目８番15号
支店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に７営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所
工場	浜松工場（浜松市北区）
研究所	中央研究所（浜松市北区）

② 重要な子会社の主要な事業所

国内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市北区）
海外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

9 ｜ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事事業	546 名	11 名
ボイラ事業	112	6
合計	658	17

（注）従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
323 名	9 名	39.7 歳	13.7 年

（注）従業員数は就業人員数であります。

10 ｜ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	250 百万円
株式会社みずほ銀行	150
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	150
株式会社りそな銀行	150

11 ｜ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1 ｜ 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　190,000,000株
② 発行済株式の総数　59,386,718株
③ 株主数　14,436名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大同生命保険株式会社	4,032 千株	7.8 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,836	5.5
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.2
株式会社三井住友銀行	2,558	4.9
日本生命保険相互会社	1,960	3.8
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE HCR00	1,940	3.7
第一生命保険株式会社	1,930	3.7
明星工業取引先持株会	1,640	3.1
株式会社みずほ銀行	1,410	2.7
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,400	2.7

（注）1．当社は、7,968,556株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式152,700株は含まれておりません。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 ｜ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年６月19日開催の取締役会において、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、当事業年度において取得いたしました。

(1)　取締役会決議の内容

①　取得対象株式の種類　　当社普通株式

②　取得し得る株式の総数　　1,000,000 株（上限）
　　（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.91％）

③　株式の取得価額の総額　　800,000,000 円（上限）

④　取得期間　　2019年６月20日から2020年１月31日まで

(2)　上記決議に基づき2020年１月27日までに取得した自己株式の累計

①　買付株式数　　999,200 株

②　買付総額　　799,971,945 円

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 ｜ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 ｜ 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社の役員に関する事項

1 | 取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大谷壽輝	
常務取締役	朝倉　滋	常務執行役員　支店統括 兼 調達部 担当 日本ケイカル株式会社　取締役
取締役	印田　博	常務執行役員　財務部、総務部、人事部および関連会社 担当 PT. MEISEI INDONESIA　代表取締役 MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD.　代表取締役 明星建工株式会社　取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.　取締役
取締役	林　秀行	執行役員　技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
取締役	熨斗義政	執行役員　営業統括部長、工事事業部長 兼 低温船プロジェクトマネージャー
取締役	篠原基嗣	執行役員　支店統括副統括 兼 環境部長 日本ケイカル株式会社　取締役
取締役	藤野景三	執行役員　営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼 タングー プロジェクト ダイレクター MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.　代表取締役 MEISEI NIGERIA LIMITED　代表取締役
取締役 （常勤監査等委員）	光田建治	株式会社よしみね　監査役 明星建工株式会社　監査役
取締役 （監査等委員）	上村恭一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所　所長 誠光監査法人　代表社員 株式会社淺川組　社外監査役
取締役 （監査等委員）	岸田光正	税理士 岸田光正税理士事務所　所長

（注）１．監査等委員である取締役 上村恭一氏および岸田光正氏は社外取締役であります。なお、両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2．監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、同 岸田光正氏は税理士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査等委員である取締役 光田建治氏は、当社の営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4．当事業年度中の取締役の異動
① 新　任　〔2019年６月27日付〕
取　締　役　藤　野　景　三
取　締　役（監査等委員）岸　田　光　正
② 退　任　〔2019年６月27日付〕
取　締　役　山　下　公　典
取　締　役　児　玉　直　紀
取　締　役（監査等委員）吉　竹　英　之

2 ｜ 取締役の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。）	9 名	201 百万円
取締役（監査等委員）	4	26
（うち社外取締役）	（3）	（10）
合　計	13	228

（注）1．取締役（監査等委員を除く。）の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役２名が含まれております。
2．取締役（監査等委員）の支給人員には、当事業年度中に退任した監査等委員である社外取締役１名が含まれております。
3．取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4．取締役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）は年額３億３千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）、監査等委員である取締役は年額７千万円以内とご決議いただいております。
5．当社は、2018年６月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。
6．当社は、2018年６月28日開催の第76回定時株主総会において、上記４.記載の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度の導入につきましてご決議いただいております。本制度は2019年３月末日で終了する事業年度から３事業年度の間に在任する取締役に対して支給することとし、上記報酬等の額に含まれております。

3 ｜ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1．監査等委員である取締役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員でありますが、当社と同事務所および同監査法人との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社淺川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

2．監査等委員である取締役 岸田光正氏は、岸田光正税理士事務所の所長でありますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1．取締役会および監査等委員会への出席状況

区　分	氏　名	取締役会（15回開催）		監査等委員会（14回開催）	
		出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率
社外取締役（監査等委員）	上村恭一	15 回	100 %	14 回	100 %
社外取締役（監査等委員）	岸田光正	11 回	100 %	10 回	100 %

2．取締役会および監査等委員会における発言状況

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士としての専門的見地から、それぞれ企業経営全般にわたり意見の表明を行っております。

なお、岸田光正氏は2019年６月27日開催の第77回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査等委員会の出席回数が上村恭一氏と異なります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と両社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたしております。

5 会計監査人の状況

1 ｜ 会計監査人の名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

2 ｜ 会計監査人の報酬等の額

区　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法〈またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。〉の規定によるものに限る。）を受けております。

3 ｜ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 ｜ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監

査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 ｜ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 ｜ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6 会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1 ｜ 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、取締役会において会社法第399条の13第２項の規定に基づき、同条第１項第１号ロおよびハならびに会社法施行規則第110条の４第１項および第２項の各号に定める上記体制について決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。

2．コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席する。

3．法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。

4．社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
5．財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
6．内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
7．監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役および監査等委員である取締役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。
2．緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、社長もしくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
2．取締役会は月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築する。
3．取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1．グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
2．経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を

行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。

3．監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1．監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行および支援を行う。

2．監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。

⑦　当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

1．監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。

2．取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。

⑧　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1．当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

2．総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。

3．内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知する。

⑨　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができる。

2 ｜ 当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の効率性確保のための取り組み

当社は、取締役による職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営戦略等、各取締役の担当部門における実績のレビューを行うとともに、当事業年度が中間年度となる３ヶ年の「中期経営計画」の進捗状況について各取締役が適宜報告を行いました。

また、当社グループ各社の代表取締役をメンバーとする「社長会」を定期的に開催し、各子会社における職務執行状況の報告と意見交換を行いました。

さらに、内部統制の目標をより効果的に達成するため、監査等委員会は、年間の監査計画に基づき業務執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査いたしました。

② コンプライアンスに対する取り組み

当社および当社グループの役員および使用人がコンプライアンスを実践していくための『企業行動指針』を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備いたしております。本規程に基づくコンプライアンス委員会は定期的に開催され、コンプライアンス上の課題における対策の検討ならびに取り組み全般に対する企画・立案を行い、決議した内容の周知・徹底を図りました。

また、当社および当社グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を配置し、職制に応じた教育・訓練を通じて、コンプライアンス意識の啓発および浸透を推進いたしました。

③ リスク管理に対する取り組み

大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、取締役社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応に当たることといたしております。当事業年度においては、工事施工上の安全管理や品質保証のほか、海外工事におけるカントリーリスク、与信調査・管理など経営および財政状況に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクで緊急かつ全社的に対応すべき事案はありませんでした。

④ 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み

監査等委員は取締役会のほかコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受け、経営全般にわたり意見の表明を行い、内部統制システムの整備・運用状況につきましても取締役および使用人等から報告を受け確認いたしました。また、取締役が決裁した重要書類を常勤監査等委員が定期的に閲覧し、業務執行状況を監査等委員会で随時確認するとともに、各子会社の取締役との意思疎通および情報交換に努めました。

7 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

1 ｜ 基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがいまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

2 ｜ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、1944年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍冷蔵低温設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

2018年４月、当社は将来のあるべき姿を見据えて、中期経営計画（2018年度～2020年度）を策定いたしました。本計画は「新たな価値の創造」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確

立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを創出するため、(1) 環境変化への対応と挑戦 (2) 持続的成長への礎を構築 (3) 安定した収益の確保 (4) 活力ある企業風土の醸成 (5) 企業価値の向上 を重点施策に挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。また、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前掲１に記載の基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を2018年６月28日開催の第76回定時株主総会において、有効期間を３年として更新のご決議をいただきました。その概要は次のとおりであります。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類以する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 本新株予約権の発行

買付者等が、本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を株主の皆様に対して無償で割当てます。

③ 本プランの概要

１．本プランの適用対象

本プランは、次の (a)または (b)に該当する当社株式に対する買付等がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上になる買付等

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20％以上になる公開買付け

2．当社取締役会による検討作業
当社取締役会は、買付者等から必要な情報を受領してから、一定の検討期間内に、買付者等からの提案に関する評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。

3．独立委員会による助言・勧告
当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、社外取締役および社外有識者の中から選任された委員により構成された独立委員会を設置いたしております。独立委員会は、取締役会が提供した買付者等の情報について評価・検討を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

4．本プランの発動

(a) 独立委員会による本プランの発動・不発動の勧告
独立委員会は、買付者等による買付等の内容について検討を行った結果、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告し、本要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、本プランの不発動を勧告します。

(b) 株主意思確認総会の招集
当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当であると判断した場合、あるいは独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付した場合、独立委員会による手続に加えて株主意思確認総会を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

4 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、基本方針に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ株主共同の利益に資する目的をもって更新されたものです。本プランの有効期間は2021年３月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

また、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、① 経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置され

た企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっていること、② 買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性に関する取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため独立委員会を設置していること、③ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、などから本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

さらに、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 （2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	45,218
現金預金	19,391
受取手形	1,351
電子記録債権	2,724
完成工事未収入金	18,864
有価証券	300
未成工事支出金	1,602
商品及び製品	230
原材料及び貯蔵品	444
その他	359
貸倒引当金	△50
固定資産	21,106
有形固定資産	15,333
建物及び構築物	3,501
機械装置及び運搬具	484
土地	11,160
その他	186
無形固定資産	67
投資その他の資産	5,705
投資有価証券	2,849
投資不動産	2,099
退職給付に係る資産	24
繰延税金資産	239
その他	530
貸倒引当金	△37
資産合計	66,324

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	11,747
支払手形	2,630
電子記録債務	960
工事未払金	3,879
買掛金	554
短期借入金	710
未払法人税等	1,059
未成工事受入金	125
賞与引当金	434
役員賞与引当金	83
完成工事補償引当金	29
工事損失引当金	6
その他	1,273
固定負債	3,793
長期借入金	250
退職給付に係る負債	631
役員退職慰労引当金	145
役員株式給付引当金	46
繰延税金負債	1,808
再評価に係る繰延税金負債	483
資産除去債務	16
その他	411
負債合計	15,540
（純資産の部）	
株主資本	48,776
資本金	6,889
資本剰余金	1,179
利益剰余金	44,058
自己株式	△3,350
その他の包括利益累計額	1,662
その他有価証券評価差額金	440
土地再評価差額金	958
為替換算調整勘定	352
退職給付に係る調整累計額	△88
非支配株主持分	344
純資産合計	50,783
負債・純資産合計	66,324

連結損益計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
売上高	**53,073**
売上原価	**42,016**
売上総利益	**11,057**
販売費及び一般管理費	**4,614**
営業利益	**6,442**
営業外収益	**790**
受取利息配当金	147
不動産賃貸料	247
為替差益	1
投資事業組合運用益	161
貸倒引当金戻入額	51
その他	179
営業外費用	**236**
支払利息	5
不動産賃貸原価	146
固定資産除却損	20
その他	64
経常利益	**6,996**
税金等調整前当期純利益	**6,996**
法人税、住民税及び事業税	2,178
法人税等調整額	78
当期純利益	**4,738**
非支配株主に帰属する当期純利益	28
親会社株主に帰属する当期純利益	**4,709**

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日　期首残高	6,889	1,166	40,914	△2,574	46,396
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,565		△1,565
親会社株主に帰属する当期純利益			4,709		4,709
自己株式の取得				△800	△800
自己株式の処分		12		23	36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	12	3,144	△776	2,380
2020年３月31日　期末残高	6,889	1,179	44,058	△3,350	48,776

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年４月１日　期首残高	732	958	355	△43	2,003	1	315	48,716
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,565
親会社株主に帰属する当期純利益								4,709
自己株式の取得								△800
自己株式の処分								36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△292	－	△3	△45	△340	△1	28	△313
連結会計年度中の変動額合計	△292	－	△3	△45	△340	△1	28	2,067
2020年３月31日　期末残高	440	958	352	△88	1,662	－	344	50,783

連結注記表

1 ｜ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社　　12社

株式会社よしみね	明星建工株式会社
日本ケイカル株式会社	株式会社エムエステック
メイセイ工事株式会社	明星松山工事株式会社
株式会社メイセイクリエート	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.
PT. MEISEI INDONESIA	MEISEI INTERNATIONAL CO.,LTD.
MEISEI NIGERIA LIMITED	SMI GLOBAL SDN. BHD.

⑵　非連結子会社　　１社

MEISEI SAUDI CO.,LTD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した非連結子会社はありません。

⑵　持分法を適用しない非連結子会社　　１社

MEISEI SAUDI CO.,LTD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため持分法の適用範囲に含めておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるMEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.他４社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
② デリバティブ	時価法
③ たな卸資産	
未成工事支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
商品及び製品、原材料及び貯蔵品	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	
当社及び国内連結子会社	定率法を採用しております。 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
在外連結子会社	定額法を採用しております。
② リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 在外連結子会社は、債権については個別に回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	当社及び国内連結子会社は、従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち当連結会計年度対応額を見積計上しております。

③　役員賞与引当金　当社及び国内連結子会社の一部は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④　完成工事補償引当金　当社及び連結子会社の一部は、引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

⑤　工事損失引当金　当社及び連結子会社の一部は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑥　役員退職慰労引当金　国内連結子会社の一部は、役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑦　役員株式給付引当金　当社は、株式交付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4)　退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5)　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6)　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用しております。

(8) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2 | 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　11,959百万円

(2) 保証債務残高　1,054百万円

(3) 貸出コミットメント契約
運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行６行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,500百万円

(4) 土地再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布　法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第３号及び第４号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日　2002年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,115百万円

3 ｜ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普　通　株　式	59,386,718株	－株	－株	59,386,718株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普　通　株　式	7,179,817株	999,942株	58,503株	8,121,256株

(注) 1．普通株式の自己株式の増加999,942株は、自己株式の取得による増加999,200株、単元未満株式の買取りによる増加742株であります。
2．普通株式の自己株式の減少58,503株は、ストック・オプションの権利行使による減少51,200株、役員向け株式交付信託における役員への交付による減少7,300株、単元未満株式の売渡しによる減少3株であります。
3．当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首160,000株、当連結会計年度末152,700株）が含まれております。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	1,047	利益剰余金	20	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月31日取締役会	普通株式	518	利益剰余金	10	2019年9月30日	2019年11月22日

(注) 1．2019年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。
2．2019年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2020年６月25日開催予定の第78回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	1,028百万円
・配当の原資	利益剰余金
・１株当たり配当額	20円
・基準日	2020年３月31日
・効力発生日	2020年６月26日

（注）配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金３百万円が含まれております。

4 ｜ 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資及び運転資金で必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については主に短期的な預金等に限定し、一部資金計画に照らして安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外工事等にて生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約・通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であります。合同運用指定金銭信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業及び業務に関係する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には、海外工事等における役務、原材料購入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、手許外貨預金による決済、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、期間は原則として３年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約・通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を適時モニタリングし、取引先ごとに毎月与信残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券管理規程に従い、運用枠を設定し、かつ、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクは、債権債務の決済計画に基づいて、先物為替予約、通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引につきましては、デリバティブ管理規程に従い、社内所定決裁を受けた後取引を行い、取引状況、残高等を把握、確認しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定の水準に維持する等により流動性リスクを管理しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預金	19,391	19,391	－
(2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金	22,940	22,940	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,341	2,341	0
資産計	44,673	44,673	0
(1) 支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金	8,024	8,024	－
(2) 短期借入金（＊）	－	－	－
(3) 長期借入金（＊）	960	958	△1
負債計	8,984	8,983	△1

（＊）長期借入金の支払期日が１年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金預金　(2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。合同運用指定金銭信託については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金　(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち１年超（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	150	－	（＊）

（＊）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	280
投資事業有限責任組合への出資金	527
合　計	807

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)　有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5 ｜ 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び東京都において、当社及び一部の連結子会社が使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しております。当社グループが使用している部分以外は、賃貸オフィスビルとしております。また、大阪府下に賃貸収益を得ることを目的として賃貸共同住宅を所有しております。2020年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は101百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,416	△64	3,351	3,327

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価額を基礎として評価しております。
3．期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少は、賃貸不動産の減価償却費（70百万円）であります。

6 ｜ １株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　983円89銭
(2)　１株当たり当期純利益　91円00銭

計算書類

貸借対照表 （2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**32,443**
現金預金	11,807
受取手形	1,186
電子記録債権	2,265
完成工事未収入金	15,238
有価証券	300
未成工事支出金	1,182
商品及び製品	19
原材料及び貯蔵品	151
関係会社短期貸付金	113
その他	314
貸倒引当金	△137
固定資産	**16,050**
有形固定資産	**8,690**
建物及び構築物	3,264
機械装置及び運搬具	198
工具器具備品	115
土地	5,088
リース資産	19
建設仮勘定	3
無形固定資産	**29**
投資その他の資産	**7,331**
投資有価証券	2,700
関係会社株式	1,781
投資不動産	2,099
関係会社長期貸付金	222
繰延税金資産	98
その他	459
貸倒引当金	△30
資産合計	**48,493**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**7,695**
支払手形	448
電子記録債務	913
工事未払金	3,547
短期借入金	710
未払費用	89
未払法人税等	770
未払消費税等	395
未成工事受入金	80
賞与引当金	264
役員賞与引当金	70
完成工事補償引当金	9
工事損失引当金	4
リース債務	4
その他	387
固定負債	**1,702**
長期借入金	250
退職給付引当金	394
役員株式給付引当金	46
再評価に係る繰延税金負債	483
資産除去債務	12
リース債務	13
その他	501
負債合計	**9,398**
（純資産の部）	
株主資本	**37,728**
資本金	**6,889**
資本剰余金	**1,179**
資本準備金	999
その他資本剰余金	179
利益剰余金	**33,009**
利益準備金	722
その他利益剰余金	32,287
別途積立金	27,500
繰越利益剰余金	4,787
自己株式	**△3,350**
評価・換算差額等	**1,367**
その他有価証券評価差額金	**408**
土地再評価差額金	**958**
純資産合計	**39,095**
負債・純資産合計	**48,493**

損益計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
売上高	**37,470**
売上原価	**29,682**
売上総利益	**7,787**
販売費及び一般管理費	**2,956**
営業利益	**4,831**
営業外収益	**1,245**
受取利息配当金	449
不動産賃貸料	416
貸倒引当金戻入額	55
投資事業組合運用益	161
その他	162
営業外費用	**317**
支払利息	5
不動産賃貸原価	227
為替差損	13
固定資産除却損	19
その他	51
経常利益	**5,758**
税引前当期純利益	**5,758**
法人税、住民税及び事業税	1,660
法人税等調整額	70
当期純利益	**4,027**

計算書類

株主資本等変動計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年４月１日　期首残高	6,889	999	166	1,166	629	25,000	4,917	30,547	△2,574	36,029
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,565	△1,565		△1,565
当期純利益							4,027	4,027		4,027
利益準備金の積立					92		△92	－		－
別途積立金の積立						2,500	△2,500	－		－
自己株式の取得									△800	△800
自己株式の処分			12	12					23	36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	12	12	92	2,500	△130	2,462	△776	1,698
2020年３月31日　期末残高	6,889	999	179	1,179	722	27,500	4,787	33,009	△3,350	37,728

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年４月１日　期首残高	690	958	1,649	1	37,680
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,565
当期純利益					4,027
利益準備金の積立					－
別途積立金の積立					－
自己株式の取得					△800
自己株式の処分					36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△281	－	△281	△1	△283
事業年度中の変動額合計	△281	－	△281	△1	1,415
2020年３月31日　期末残高	408	958	1,367	－	39,095

個別注記表

1 ｜ 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
② デリバティブ	時価法
③ たな卸資産	
未成工事支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
商品及び製品、原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
② リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度対応額を見積計上しております。
③　役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
④　完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。
⑤　工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
⑥　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
⑦　役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2 ｜ 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,121百万円
(2) 保証債務残高	1,242百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	584百万円
② 短期金銭債務	367百万円
③ 長期金銭債務	104百万円

(4) 貸出コミットメント契約
運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行６行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,500百万円

⑸　土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布　法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第３号及び第４号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日　2002年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,115百万円

3 ｜ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高	615百万円
②　仕入高	1,650百万円
③　営業取引以外の取引高	542百万円

4 ｜ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普　通　株　式	7,179,817株	999,942株	58,503株	8,121,256株

（注）１．普通株式の自己株式の増加999,942株は、自己株式の取得による増加999,200株、単元未満株式の買取りによる増加742株であります。

２．普通株式の自己株式の減少58,503株は、ストック・オプションの権利行使による減少51,200株、役員向け株式交付信託における役員への交付による減少7,300株、単元未満株式の売渡しによる減少3株であります。

３．当事業年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当事業年度期首160,000株、当事業年度期末152,700株）が含まれております。

5 ｜ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	51百万円
賞与引当金	80百万円
退職給付引当金	120百万円
減損損失	19百万円
その他	480百万円
繰延税金資産小計	751百万円
評価性引当額	△473百万円
繰延税金資産合計	278百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△180百万円
繰延税金負債合計	△180百万円
繰延税金資産の純額	98百万円
再評価に係る繰延税金負債	△483百万円

6 ｜ １株当たり情報に関する注記

(1)	１株当たり純資産額	762円61銭
(2)	１株当たり当期純利益	77円83銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２０日

明星工業株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小川佳男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本秀男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、明星工業株式会社の２０１９年4月1日から２０２０年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２０日

明星工業株式会社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小川佳男㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本秀男㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、明星工業株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第７８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法 第399条の13 第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みついては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

明星工業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　**光　田　建　治** ㊞

監査等委員　**上　村　恭　一** ㊞

監査等委員　**岸　田　光　正** ㊞

（注）監査等委員 上村恭一及び岸田光正は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

MEMO

株主総会会場のご案内

会　場

北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル３階）会議室 A･B･C

大阪市中央区北浜一丁目８番16号　TEL. 06-6202-2311

日　時

2020年６月25日（木曜日）午前10時

交　通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 １Ｂ番出口直結
- 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結

※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

MEISEI INDUSTRIAL Co., Ltd.

UD FONT